能代都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（都市計画区域マスタープラン）

平成 24 年 8 月

秋　田　県

能代都市計画及び二ツ井都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

ー　目　次　ー

１．都市計画の目標

（１）基本的事項

１）都市計画区域の名称・範囲及び規模 …… 1

２）目標年次 …… 1

３）能代都市計画区域の位置図 …… 2

（２）広域都市圏の将来像

１）都市づくりを取り巻く情勢の変化 …… 3

２）能代広域都市圏の位置づけ、役割等 …… 4

３）能代広域都市圏の将来像 …… 5

４）能代広域都市圏の目標 …… 5

（３）都市づくりの基本理念

１）都市計画区域の位置づけ、役割等 …… 7

２）都市計画区域の将来像 …… 8

３）都市計画区域の目標 …… 9

（４）目標とする市街地像

１）広域都市圏の生活を支える都市づくり …… 10

２）地域の暮らしを支える都市づくり …… 10

３）広域交通機能を活用した交流都市づくり …… 10

４）人と自然が共生する都市づくり …… 11

（５）社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針 …… 14

２．区域区分の決定の有無

（１）区域区分の有無 …… 15

３．主要な都市計画の決定の方針

（１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 16

１）現状 …… 16

２）主要用途の配置の方針 …… 17

３）土地利用の方針 …… 18

（２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）交通施設の都市計画の決定の方針 …… 22

２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針 …… 25

（３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１）主要な市街地開発事業の決定の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
１）基本方針 ・・ 30
２）主要な緑地の配置の方針 ・・・ 31

１．都市計画の目標

（１）基本的事項

１）都市計画区域の名称・範囲及び規模

都市計画区域名	都市名	範囲	面積
能代都市計画区域	能代市	行政区域の一部	11,059ha

２）目標年次

本区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望して定めるものとし、目標年次を平成 42 年とする。

ただし、「区域区分の決定の有無の方針」に関する事項については、おおむね 10 年後の将来予測を行ったうえで定めるものとし、目標年次を平成 32 年とする。

３）能代都市計画区域の位置図

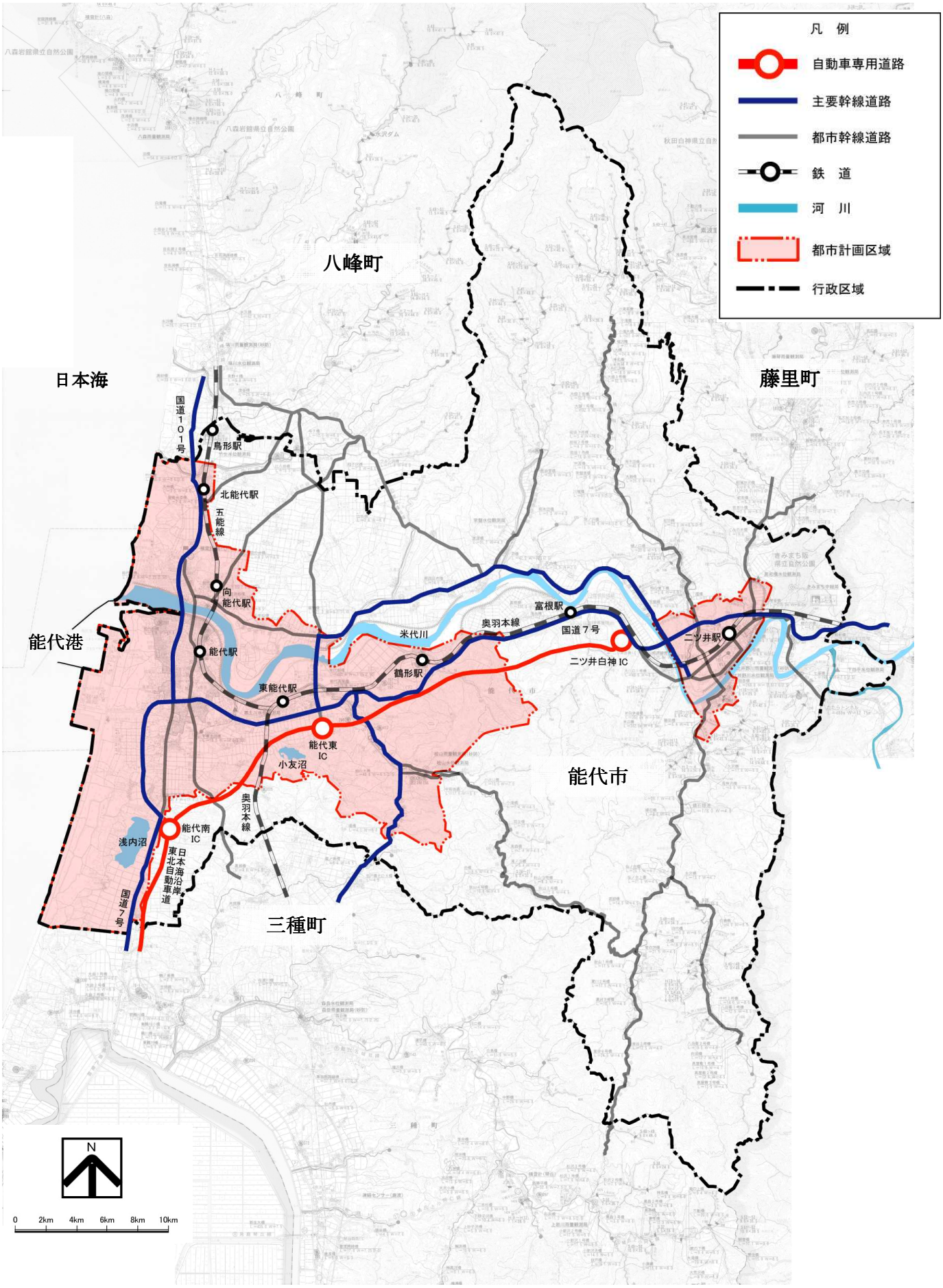

（２）広域都市圏の将来像

１）都市づくりを取り巻く情勢の変化

これからの能代広域都市圏の都市づくりを考えるにあたっては、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、特に次のような変化に留意して圏域の都市計画の方針を定めるものとする。

① 市町村合併により、能代市、八峰町、三種町の行政区域が拡大したことを受け、広域的な視点で都市機能や地域特性を捉えた都市づくりが求められている。

② 人口減少・少子高齢社会に対応するため、生活利便性の高いコンパクトな市街地を形成するとともに、本圏域内の主要な市街地、集落が相互に連携することで地域サービスが充実する都市づくりが求められている。

③ 豪雨災害等が発生している状況を踏まえ、災害に強い都市を構築するとともに、誰もが暮らしやすい安全で安心な都市づくりが求められている。

④ 地球温暖化をはじめとする地球規模で環境問題が深刻になっている状況を踏まえ、移動効率の高い交通体系の構築や、エネルギー利用効率の高い市街地の構築等により環境負荷[注1]を低減する低炭素型都市[注2]の形成を求められている。

⑤ 豊かな自然環境を有していることから、今後もこの自然環境と共生する持続可能な都市[注3]づくりが求められている。

注１：環境負荷とは、環境に与えるマイナスの影響を指し、特に人間社会から発生する廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加等の環境負荷が問題となっている。

注２：低炭素型社会とは、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムが構築された社会

注３：持続可能な都市とは、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲で環境を利用するシステムを持つ都市構造

２）能代広域都市圏の位置づけ、役割等

【現況】

能代広域都市圏は、能代市、八峰町、三種町及び藤里町の１市３町によって構成され、県北部の臨海軸[注1]と米代軸[注2]が交差する位置にある。

日本海沿岸東北自動車道等の広域幹線道路やＪＲ奥羽本線、ＪＲ五能線等により、秋田市、男鹿市、大館市及び青森県西津軽地域を結ぶ広域的な交通結節機能を有し、更に米代川河口には能代港が整備されており、木材産業やリサイクル産業などの物流拠点ともなっている。

圏域内には白神山地や米代川等の豊かな自然があり、これらを観光資源とした広域的な交流が盛んである。また、自然資源を活かした農業、木材関連産業等が地域産業となっている。

このような現況を踏まえ、能代広域都市圏の位置づけ、役割等を以下のとおりとする。

①広域的な交流・連携の結節点としての役割

②地域特性を活かした交流空間としての役割

③自然環境と共生するゆとりある生活環境を提供する役割

注１：臨海軸とは、西津軽地域及び秋田市とをつなぐ JR 奥羽本線及び JR 五能線、日本海沿岸東北自動車道、一般国道７号、一般国道 101 号を基軸として形成される南北の軸。

注２：米代軸とは、米代川流域の都市をつなぐ JR 奥羽本線、日本海沿岸東北自動車道、一般国道７号、米代川を基軸として形成される東西の軸。

３）能代広域都市圏の将来像

能代広域都市圏の位置づけや役割等を踏まえ、おおむね 20 年後の本都市圏の将来像を次のように掲げる。

> ***白神や米代の豊かな自然に抱かれた***
> ***ゆとりある生活と交流の広域都市圏***

能代広域都市圏は、世界遺産である白神山地、そして、日本海や米代川等の豊かな自然環境と多様な都市機能を併せ持つ地域特性を活かし、ゆとりのある暮らしと活力ある産業が発展しつづける広域都市圏を目指す。

高速道路や鉄道、港湾施設等の広域交通機能を活用し、観光資源である自然環境を活かした広域的な連携・交流が盛んな広域都市圏を目指す。

４）能代広域都市圏の目標

能代広域都市圏の将来像の実現に向けた目標を次のとおりとする。

① 交流・連携を強化する広域交通ネットワークの形成

臨海軸と米代軸との結節点としての地域特性を活かし、青森県西津軽地域や秋田市などと広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの形成を図る。

② 地域特性を活かした広域観光・交流圏の形成

世界遺産の白神山地や県立自然公園のきみまち阪等の豊かな自然環境や景観、城下町風の趣を今に残す檜山地区や国指定文化財の大山家住宅、国登録有形文化財の金勇等の歴史・文化資源を活かした広域観光レクリエーション機能の充実により、人々が交流する広域観光・交流圏の形成を図る。

③ 自然環境と共生したゆとりある生活環境の形成

能代広域都市圏を象徴する白神山地や日本海、米代川等の自然環境を保全し、次世代に継承するとともに、田園や森林等の自然資源を活かした農業や木材関連産業、環境・リサイクル産業等の地域産業の充実により、自然環境と共生したゆとりある生活環境の形成を図る。

広域都市圏将来図

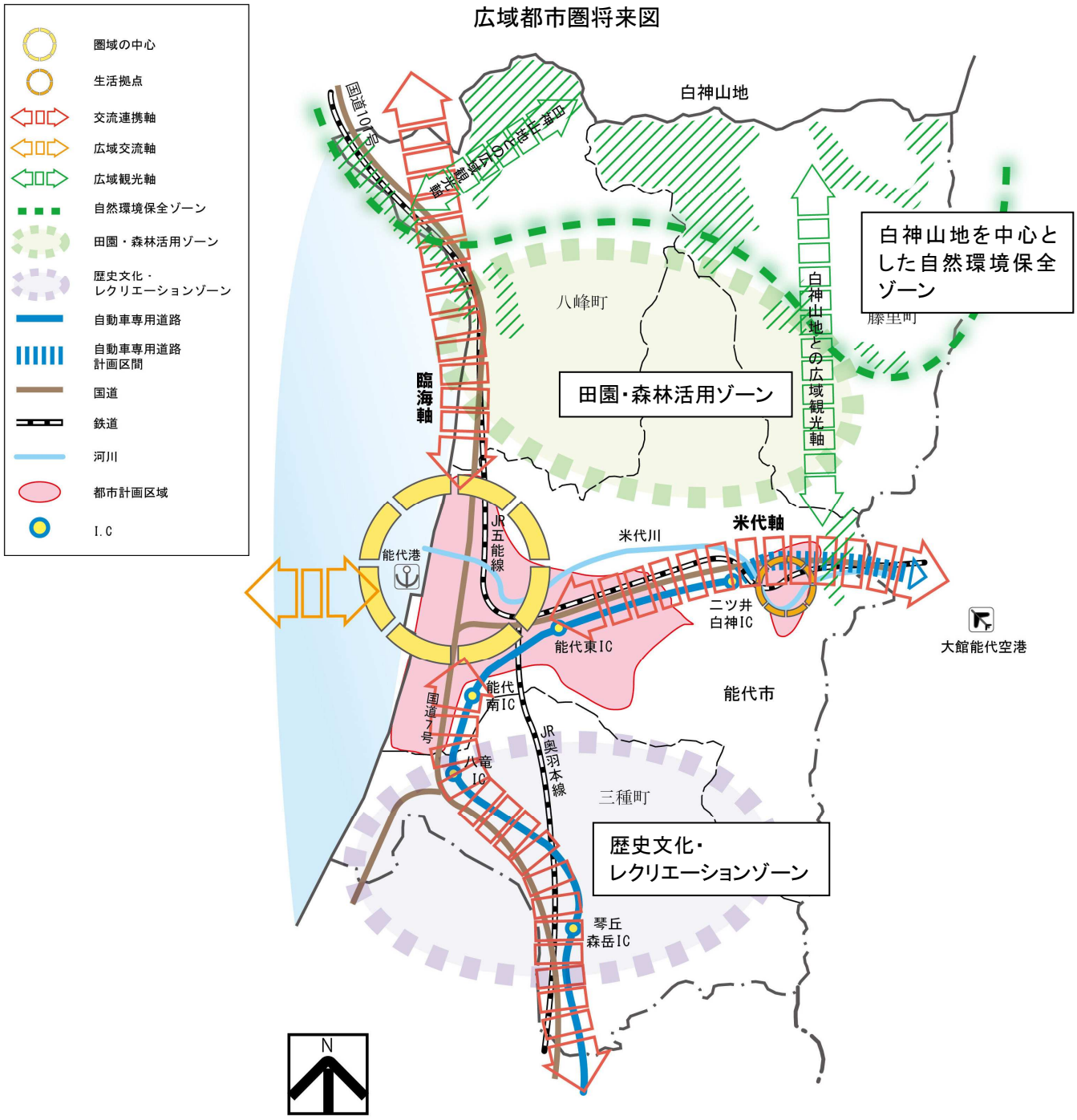

《拠点とネットワーク形成の考え方》

■拠点

□圏域の中心：能代地域を圏域の中心拠点として位置づける。

□生活拠点　：二ツ井地域を生活拠点として位置づける。

■ネットワーク

□交流連携軸

○臨海軸（南北の軸）

・西津軽地域や秋田市をつなぐ JR 奥羽本線及び JR 五能線、日本海沿岸東北自動車道、一般国道 7 号、一般国道 101 号を基軸として形成される軸。

○米代軸（東西の軸）

・米代川流域の都市をつなぐ JR 奥羽本線、日本海沿岸東北自動車道、一般国道 7 号、米代川を基軸として形成される軸。

□広域交流軸

・能代港を活かし、国内外との広域交流を目的に形成される軸。

□広域観光軸

・白神山地や臨海部の広域観光拠点等をつなぐ軸。

《土地利用ゾーニングの考え方》

●白神山地を中心とした自然環境保全ゾーン

・圏域の象徴である白神山地を中心として、すぐれた自然環境を保全していくゾーン。

●田園・森林活用ゾーン

・白神山地の保全との調和を図りつつ、グリーンツーリズム等の滞在・体験型観光の振興と温泉や保養施設を中心とした、自然とふれあう学習型観光交流ゾーン。

●歴史文化・レクリエーションゾーン

・歴史文化的資源を活用し、温泉・保養施設、スポーツ施設等を中心に、地域資源と健康をキーワードとしたレクリエーションゾーン。

（３）都市づくりの基本理念

１）都市計画区域の位置づけ、役割等

能代都市計画区域は、市町村合併を契機として旧能代都市計画区域と旧二ツ井都市計画区域を統合した区域であり、古くから広域都市圏域の中心として市街地が形成されてきた能代地域と、生活拠点として成り立ってきた二ツ井地域で構成され、JR 奥羽本線や国道７号等を活用して一体の都市を形成している。

このような状況を踏まえ、能代都市計画区域の位置づけ、役割等を次のとおりとする。

①能代広域都市圏における都市活動の中心拠点

能代地域は、日本海に面し、米代川の流域に沿って拓かれた都市である。能代港は、米代川の水運、北前船による西廻り海運の要衝として栄え、近代には天然秋田杉の集産地として木材業が繁栄し「木都」として知られている。また、これまでに大火や水害、大地震等の災害に見舞われながらも、社会・経済基盤の整備を進め、広域都市圏を支える都市機能が集積する都市となっている。

これらのことから、本地域を、優れた立地特性や地域の歴史・文化・産業の集積を活かし、圏域における都市活動の中心拠点として位置付ける。

②地域の生活拠点

二ツ井地域の市街地は、米代川と JR 奥羽本線に囲まれた区域に行政や商業等の都市施設がコンパクトに配置されており、生活利便性の高いまちづくりを推進している。

これらのことから、二ツ井地域を、地域住民の生活拠点として位置付ける。

③広域交通特性を活かした交流都市

本区域は、JR 奥羽本線や JR 五能線、日本海沿岸東北自動車道、一般国道７号、一般国道 101 号等が結節する交通の要衝となっている。

これらのことから、本区域を、広域交通特性を活かし、交流を活発化させる役割を担う都市として位置付ける。

④自然と共生する環境都市

本区域は、世界遺産「白神山地」から連なる雄大な山々の森林に囲まれ、東西に流れる米代川、高丘山や七座山（ななくらやま）等の豊かな自然環境に恵まれ、これらを活かした観光振興や、森林資源を活用した木材産業も盛んである。

能代地域では、環境・リサイクル産業の育成が進められている。

また、二ツ井地域では、環境にやさしい「自転車のまちづくり」を推進している。

これらのことから、本区域を、自然環境と共生し、自然エネルギーの活用により環境負荷の低い都市としての役割を担う都市として位置付ける。

２）都市計画区域の将来像

能代都市計画区域の位置づけ、役割等を踏まえ、おおむね 20 年後の将来像を次のとおりとする。

日本海・米代川・白神の豊かな自然と共生し、
活力を創出する広域の拠点都市

3）都市計画区域の目標

能代都市計画区域における将来像の実現に向け、都市計画区域の目標を次のとおりとする。

① 広域都市圏の生活を支える都市づくり

能代地域は、能代広域都市圏の中心拠点として、行政サービス、商業・業務、産業、医療等の都市機能の集積を図り、利便性が高く圏域の生活を支える都市づくりを目指す。

② 地域の暮らしを支える都市づくり

二ツ井地域は、地域住民の生活拠点として、生活に身近な行政サービス、商業・業務、教育・文化、福祉等の都市機能の集積を図るとともに、各都市施設が効率的に配置・ネットワークされた、生活利便性の高い都市づくりを目指す。

③ 広域交通機能を活用した交流都市づくり

広域都市圏内外との活発な交流と連携を図るため、高速道路、鉄道、港湾等の広域交通ネットワークを活用し、産業や観光等による活発な社会経済活動を実現する都市づくりを目指す。

④ 人と自然が共生する都市づくり

山・川・海等の恵まれた本区域の自然環境を維持・保全するとともに、人と自然がふれあう場の創出や風力を活用した新エネルギーの導入・普及、資源リサイクル産業及び木材等の自然資源を活かした産業の振興等、人と自然環境が共生する都市づくりを目指す。

（４）目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、目標とする市街地像を次のとおりとする。

１）広域都市圏の生活を支える都市づくり

①都市機能が集積する中心市街地の形成

能代地域の中心市街地は、地域住民及び広域都市圏住民の都市活動を支えるため、行政サービス、商業・業務等の都市機能が集積した、魅力と活力ある中心市街地の形成を目指す。

②計画的な沿道土地利用の誘導による市街地の形成

能代地域の一般国道７号沿道は、広域交通体系の整備に伴う地域住民や周辺地域住民の生活圏域の拡大に対応し、商業施設が増加しているが、計画的な沿道土地利用の誘導等により、周辺環境と調和のとれた市街地の形成を目指す。

③能代港を活用した産業拠点の形成

能代港周辺は、高速交通の利便性を活かし、能代木材工業団地や能代工業団地の未利用地の活用による資源リサイクル産業等の立地を促進し、産業拠点の形成を目指す。

２）地域の暮らしを支える都市づくり

①地域の生活を支える拠点の形成

二ツ井地域の中心市街地は、最寄品を中心とした商業施設や、総合福祉センター等の福祉施設が立地していることから、これら機能の維持・充実により、生活サービス拠点の形成を目指す。

また、能代市二ツ井町庁舎周辺は、利便性の高い行政サービス拠点の形成を目指す。

②レクリエーション拠点と歩行者・自転車の利便性を高めるネットワークの形成

二ツ井地域の米代川沿いの桜づつみ公園、二ツ井中央公園周辺は、地域住民に憩いと安らぎを与える公園・レクリエーション拠点の形成を目指す。

また、米代川堤防沿いや幹線道路の歩道部等は、歩行者や自転車の通行に快適な利便性を備えたネットワークの形成を目指す。

３）広域交通機能を活用した交流都市づくり

①広域都市圏内外の交流・連携を強化する交通体系の形成

広域都市圏内外の交流と連携の強化や広域的な観光・交流を促進するため、高速道路、鉄道、港湾等を活用し、広域交通ネットワークの形成を目指す。

また、JR 二ツ井駅周辺は、世界遺産「白神山地」の玄関口として、観光に訪れる人々をもてなす交流拠点としての形成を目指す。

②I.C を活用した新たな土地利用の展開

能代南 I.C 及び能代東 I.C 周辺は、高速交通体系を活用し、地域の発展に寄与する新たな土地利用の展開を図る。

４）人と自然が共生する都市づくり

①潤いのある緑と水辺空間の形成

日本海沿岸及び能代河畔公園並びに米代川河川緑地周辺は、水辺空間を活かした観光レクリエーションゾーンの形成とそのネットワーク化を図る。また、二ツ井地域の米代川周辺は、地域住民が水辺に親しめる憩いとレクリエーションの場を創出するため、潤いのある水辺空間として交流・レクリエーションゾーンの形成を目指す。

白神山地から連なる森林や水辺・緑等の自然環境や景観は、本区域固有の自然環境・景観として維持・保全を目指す。

風の松原は、都市における潤いのある緑を確保するとともに、地域住民の憩いとレクリエーションの場として、森林環境を活かした緑の拠点形成を目指す。

渡り鳥の飛来地である小友沼は、貴重な自然環境が残されていることから、水辺環境や植生の維持・保全を図るとともに、人々が自然環境とふれあう場として、環境に配慮しつつ活用を目指す。

②エネルギー供給及び環境・リサイクル産業の立地促進

本地域を含めた県北地域は、「秋田県北部エコタウン計画」[注1]を策定し、国から認証された地域の一つになっている。そのため、既存の火力発電所の機能維持と併せ、効果的に「新エネルギー」の導入・普及を促進し、更には、資源リサイクル産業など幅広い産業が関係するその技術を活用して、雇用の創出や地域経済の活性化等へ貢献するとともに、安定したエネルギー供給体制の構築を目指す。

③周辺環境と調和する集落の形成

地域の歴史文化の面影を残す檜山地区や、仁鮒（にぶな）地区、荷上場（にあげば）地区などの里山集落では、周辺の農地や自然環境と調和する良好な集落の形成を目指す。

注 1）秋田県北部エコタウン計画とは、秋田県と県北部 18 市町村（現在は市町村合併により 9 市町）が、「豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成」を目指して、「秋田県北部エコタウン計画」を策定し、平成 11 年に国の承認を得たものである。現在、家電リサイクル事業やリサイクル拠点形成事業、廃プラスチック利用新建材製造事業、石炭灰・廃プラスチックを活用した二次製品製造事業等、地域の振興を図りながら環境と調和したまちづくりを進めていくための取り組みを行っている。

目標とする市街地像＜能代地域＞

都市計画区域の目標

1）．広域都市圏の生活を支える都市づくり
2）．地域の暮らしを支える都市づくり
3）．広域交通機能を活用した交流都市づくり
4）．人と自然が共生する都市づくり

4）-②．エネルギー供給体制の構築

4）-①．潤いのある緑と水辺空間の形成

1）-①．行政サービス、商業・業務等の都市機能が集積する中心市街地の形成

1）-③．能代港を活用した産業拠点の形成

4）-①．森林環境を活かした緑の拠点の形成
＜風の松原＞

4）-②．エネルギー供給体制の構築

3）-②．I.C を活用した新たな土地利用の展開

4）-②．エネルギー供給体制の構築

4）-①．水辺空間を活かした観光レクリエーションゾーンの形成
＜米代川河川緑地＞

1）-②．計画的な沿道土地利用の誘導による、周辺環境と調和のとれた市街地の形成

4）-①．小友沼の自然環境の維持・保全と人々が自然環境とふれあう場として活用

3）-②．I.C を活用した新たな土地利用の展開

4）-③．農地、自然環境と調和する良好な集落の形成

凡　例

- 業務地
- 商業地
- 工業地
- 流通業務地
- 住宅地
- 農　地
- 丘陵・山地
- 公園・緑地
- 都市機能・行政サービスの拠点
- 産業の拠点
- 緑の拠点
- 計画的な沿道土地利用の誘導
- エネルギー供給
- 集落環境の形成
- I.C周辺の土地利用の展開
- 緑と水辺空間の形成
- 自動車専用道路
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 鉄　道
- 河　川
- 用途地域指定区域
- 都市計画区域

N

0　1000　2000　m

目標とする市街地像＜ニツ井地域＞

都市計画区域の目標

1）．広域都市圏の生活を支える都市づくり
2）．地域の暮らしを支える都市づくり
3）．広域交通機能を活用した交流都市づくり
4）．人と自然が共生する都市づくり

凡　例

- 業務地
- 商業地
- 工業地
- 流通業務地
- 住宅地
- 農　地
- 丘陵・山地
- 公園
- 行政サービスの拠点
- 生活サービスの拠点
- 公園・レクリエーションの拠点
- 交流の拠点
- 集落環境の形成
- 歩行者・自転車ネットワーク
- 自動車専用道路
- 自動車専用道路計画区間
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 鉄　道
- 河　川
- 用途地域指定区域
- 都市計画区域

N

0　500　1000　m

（５）社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

能代都市計画区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組み方針を、次のとおりとする。

①低炭素型社会の構築による持続可能なまちづくり

本区域の内外には、日本海や米代川の水辺、白神山地から連なる山々の森林、風の松原等、豊かな自然環境が残されている。今後も環境への負荷を軽減し、この自然環境を未来へ継承することは、都市計画として重要な役割であるといえる。

このため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、豊かな水辺や緑資源の維持・保全を図るとともに、公共交通機関の利用促進や自転車のまちづくり等、環境負荷の少ない交通体系の確立による低炭素型社会の実現に取り組む。

②少子高齢社会の進展に対応した人にやさしい福祉のまちづくり

本区域において、高齢者人口は増加傾向にある一方、年少人口は減少している。このような少子高齢社会の中、地域においては医療・福祉の充実、地域コミュニティの維持等、子育てや高齢者の活動を支援する安全で安心できる環境づくりが求められている。

このため、地域コミュニティの維持や安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、地域に定住できる環境づくりや高齢者等の生活を支援する住環境づくり、道路や公共公益施設のバリアフリー化等により、人々にやさしく福祉の充実した、暮らしやすいまちづくりに取り組む。

③災害に強いまちづくり

能代地域の中心部は、昭和 24 年及び昭和 31 年の大火後の火災復興により都市基盤の整った市街地が形成されている。しかし、一部市街地では、建築物の耐震化が進んでおらず、防災・防犯上課題がある空き家も見られる。

また、近年の豪雨災害では市内各所で床上浸水等が発生しており、河川改修事業等の水害対策が課題となっている。

このため、住宅密集地においては、建築物の建替え促進や空き家対策並びに防災機能を備えた公園・緑地の確保等の都市施設の適正な配置を図るとともに、緊急輸送道路ネットワークの形成や河川改修等による、災害に強いまちづくりに取り組む。

④住民参加型まちづくり

物の豊かさよりも心の豊かさを求める価値観や男女共同参画社会の推進等、人々の価値観や生活に対するニーズは大きく変化するとともに、多様化している。近年、まちづくりやボランティア活動に対する住民の意識は高まり、これを反映して自発的な社会活動や地域社会への参加も高まってきている。

このため、都市計画における地区計画制度等のまちづくりに関するルールづくりでは、ＮＰＯや市民団体等、より広範な住民の参画により合意形成を図っていく必要があることから、住民参加の仕組みづくりやまちづくり活動への支援等による、官民協働のまちづくりに取り組む。

２．区域区分の決定の有無

（１）区域区分の有無

能代都市計画区域においては、区域区分を定めない。

区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

本区域の人口は減少傾向にあることに加え、大規模プロジェクト等の計画的開発区域がないことや、新築件数が減少傾向で、将来的な住宅・工業・商業等用地の土地需要も既成市街地内で収容が可能であることから、用途地域外への宅地化の滲み出しはないものと推測される。

また、農業振興地域（農振法）や森林地域（森林法）等の他法令により、営農環境や自然的土地利用に重点を置いた土地利用規制がなされていることから、無秩序な市街地の拡大等による緑地等自然環境の整備又は保全への影響は少ないものと判断する。

これらのことから、今後、市街地周縁部において、無秩序に市街化が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」及び「緑地等自然環境の整備又は保全」に配慮していくものとし、本区域においては区域区分を定めない。

３．主要な都市計画の決定の方針

（１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

１）現状

本区域は、県土の骨格を形成する「臨海軸」と「米代軸」の結節点に位置し、古くから広域都市圏域の中心として市街地が形成されてきた能代地域と、生活拠点として成り立ってきた二ツ井地域で構成されており、それぞれの市街地が地域の特性を活かして相互連携し、一体性を確保しながら効率的な都市を形成していくことが求められている。

業務、商業地については、能代駅西側の中心市街地に公共公益施設や民間企業、商業施設等が集積している。また、二ツ井駅南側には、二ツ井町庁舎や商業施設等が立地しており、地域の拠点となっている。しかしながら、近年の経済動向や郊外型商業施設の立地等により、空き屋や空き店舗等が増加し、空洞化が進行している。そのため、中心市街地では、商業の活性化を図るとともに、居住、行政サービス機能等の多様な都市機能を備えた市街地の形成、二ツ井地域の商業地では、空き店舗等の解消や買い物・歩行者空間としての環境改善が求められている。

工業、流通業務地については、臨海地区に火力発電や風力発電のエネルギー産業の他、木材関連産業や物流産業が、能代工業団地には、秋田県北部エコタウン計画のリサイクル産業等が立地している。能代港については、これらの産業を支える物流拠点として機能している。二ツ井地域には、地域産業の木材関連産業の他、電気機械やアパレル産業が誘致企業として立地している。また、二ツ井駅周辺は、世界遺産「白神山地」の玄関口として、観光やレクリエーション機能の充実が期待されている。

住宅地は、主として中心市街地及びその周辺、向能代地区及び東能代駅周辺等に、二ツ井地区では商業地の周辺に形成されている。中心市街地の都市基盤は、大火後の火災復興を目的とした土地区画整理事業により整備されているが、土地区画整理事業の未着手地区があるなど、防災機能等の向上が課題となっている。その他の住宅地についても、道路等の都市基盤が未整備の地区もあることから、居住環境の改善や防災機能の向上が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を次のようにする。

２）主要用途の配置の方針

①業務地

市庁舎をはじめ簡易裁判所、公営企業庁舎等が立地する上町地区の市道長根町１号線沿い周辺及び、能代市二ツ井町庁舎等が立地する上台地区周辺を業務地とする。

上町地区周辺では、適切な建物の更新と行政・業務機能の集約化を推進し、本区域及び広域都市圏住民にとって利便性の高い業務地の形成を図る。

上台地区周辺では、能代地域と連携した地域の行政サービス機能の充実を図る。

②商業地

畠町地区、柳町地区及び大瀬地区等の国道７号沿道、並びに二ツ井駅前通り周辺を商業地とする。

畠町地区、柳町地区は、地域住民や広域都市圏を対象とした旧来からの商業施設が集積しており、地域住民にとって利便性が高く、高齢者への対応にも配慮した、魅力と活力のある中心商業地の形成を図る。

大瀬地区等の国道７号沿道は、土地利用の適切な規制・誘導により、地域住民の広域的な活動に対応するとともに、周辺環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

二ツ井駅前通り周辺は、地域住民の生活を支えるとともに、高齢者への対応にも配慮した利便性の高い商業地の形成を図る。

③工業地

能代港周辺や松原工業団地、能代工業団地、二ツ井駅南側の工業地や相染町地区、沢口工業団地を工業地とする。

能代地域には、能代港周辺に能代木材工業団地（臨海部、内陸部）が形成されている他に火力発電所や風力発電施設が立地している。また、米代川沿い北側の松原工業団地及び JR 東能代駅北側に能代工業団地が形成されているが、工業団地の一部には、未利用地も残っており、能代港の利活用や日本海沿岸東北自動車道等の整備効果を活かした工業振興や地域産業の発展に向け、工業拠点の形成を図る。

二ツ井地域では、二ツ井駅南側及び相染町地区に木材やゼオライト等を用いた地域産業が立地している他、用途地域外である二ツ井駅周辺の沢口工業団地や、都市計画区域外となっている二ツ井白神 I.C 付近の烏野（からすの）工業団地に誘致企業等が立地している。今後は高速道路等の交通条件を活かし、新たな企業ニーズに対応した工業集積の促進に努める。

④流通業務地

能代港周辺や商業卸団地、能代地方卸売市場を流通業務地とする。

能代港周辺の木材工業団地は能代港と一体となって流通・物流拠点を形成しており、鳥小屋地区に立地する能代地方卸売市場、一般国道７号沿道の商業卸団地と併せて地域産業の振興と発展を担う基幹的な流通業務地としての形成を図る。そのため、能代港の港湾機能の強化や高速道路能代南 I.C 及び能代東 I.C の活用による流通業務機能の強化・充実を図る。

⑤住宅地

能代地域の中心市街地及びその周辺や向能代地区、東能代駅周辺の住宅地、並びに二ツ井地域

の商業地の周辺部等を住宅地とする。そのため、都市基盤が不十分な地区については、都市の防災性の向上やゆとりある居住環境の形成を促進するため、道路や公園、下水道等の充実に努める。

３）土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

畠町地区、柳町地区周辺等は、地域住民や広域都市圏の中心となる商業地を形成しているが、市街地の空洞化や商業地としての活力が薄れていることから、中心市街地としての活力と魅力ある商業地の形成に向け、施設の集約化と併せて土地の高度利用を促進する。

②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

一般国道７号の幹線道路沿道では、郊外型の商業施設等の立地が進んでいる。今後も日本海沿岸東北自動車道等の広域交通体系の整備により、土地利用の需要は高まるものと予想されることから、用途地域が定められている地域について、地域の実情や周辺環境への影響に配慮し、適正な用途の検討・転換を図る。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

落合団地から中大野台団地縁辺部に形成されている住宅地及び中川原地区は、道路・公園等の都市基盤整備が進んでおらず未利用地が残っていることから、無秩序な市街化が懸念される地区である。そのため、土地利用の適切な規制・誘導を図り、良好な住宅地としての居住環境の改善を図る。

二ツ井地域の商業地周辺部に形成されている旧来からの住宅地は、これまで道路等の都市基盤整備が行われていない市街地であることから、狭あい道路が多く防災面や居住環境の改善が求められている。そのため、地域住民が安全で安心して暮らせるよう、居住環境の改善に努める。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地に沿って流れる米代川は、都市に潤いとやすらぎを与えている自然豊かな河川であるため、その豊かな自然環境を維持するとともに、潤いのある水辺空間としての機能の充実・活用を図る。

⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

河戸川地区等の用途地域外に広がる農地は、地域の農業生産基盤となっていることから、市街化を抑制し、優良農地としてその維持・保全を図る。

⑥災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険区域に指定されている能代地域の檜山地区や鶴形地区、二ツ井地域の仁鮒（にぶな）地区周辺等は、市街化を抑制するとともに、崩落防止施設の整備や危険区域の指定等により、地域住民の安全を確保する。

⑦自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

風の松原や檜山城跡周辺、並びに高丘山の森林等は、都市景観や都市の風致を形成する貴重な自然環境を形成していることから、その自然環境を地域の財産として将来に継承するため、適正な管理のもとに自然環境の維持・保全を図る。

また、小友沼は植生上貴重な植物群落や渡り鳥が飛来する優れた自然環境を有し、美しい水辺

と緑の空間であることから、その優れた自然環境と景観の維持・保全を図る。

⑧計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

能代南 I.C 及び能代東 I.C 周辺は、地域の特性を活かし、地域の発展に寄与する新たな土地利用のあり方について検討する。

土地利用の方針図＜能代地域＞

土地利用の方針図＜二ツ井地域＞

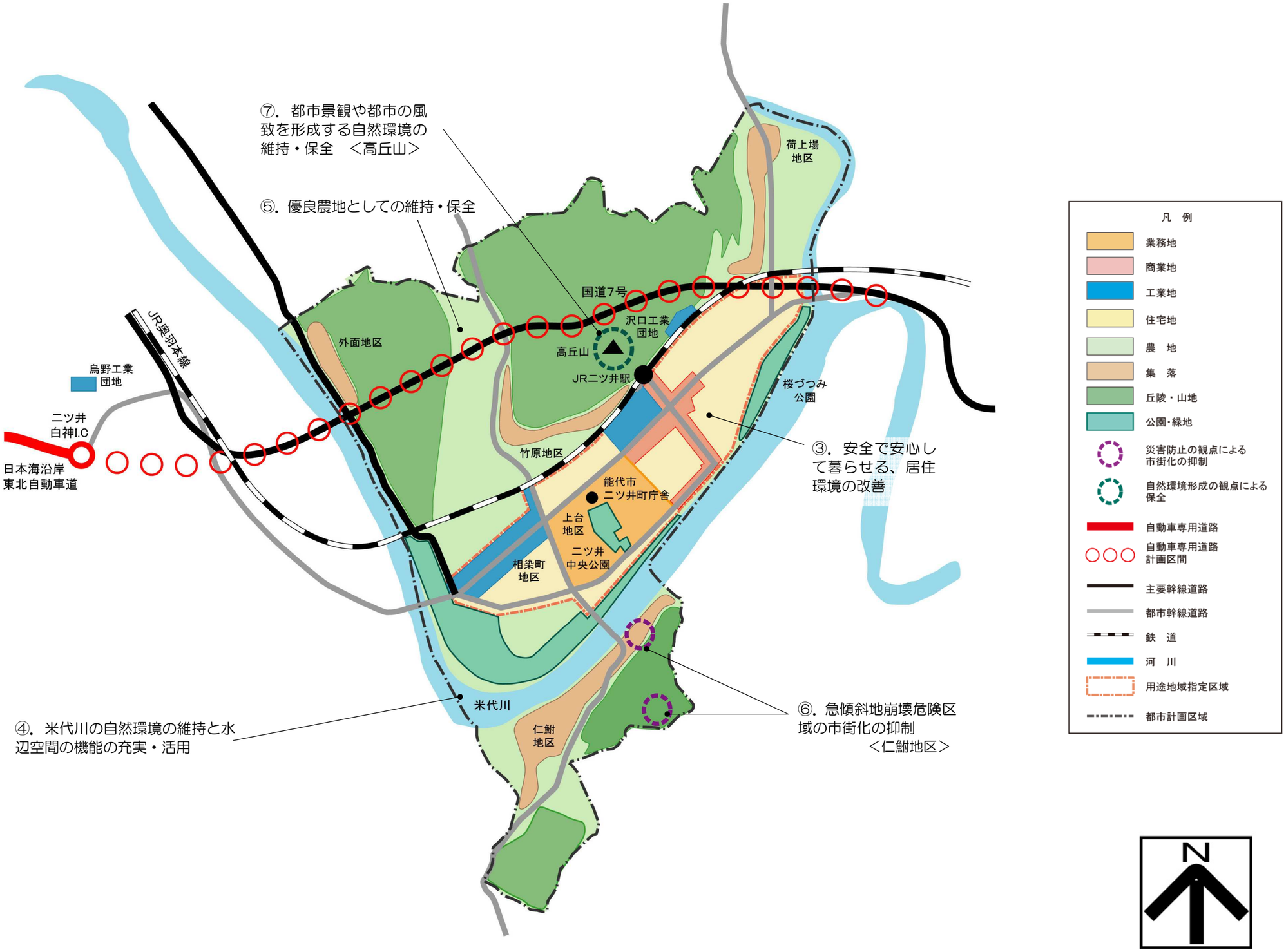

（２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１）交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域は、日本海沿岸東北自動車道、JR 奥羽本線、JR 五能線、能代港等の交通施設が結節する、広域交通の要衝となっている。

日本海沿岸東北自動車道が二ツ井白神 I.C まで整備されており、幹線道路は、国道が一般国道７号、一般国道 101 号の２路線、県道が(主)能代五城目線等 11 路線があり、広域交通ネットワークを形成している。

本区域では、大館広域都市圏や大館能代空港との連絡強化に向け一般国道 7 号の自動車専用道路化が求められている。また、能代広域都市圏の中心拠点である能代地域と圏域内の地域間を有機的に結ぶ幹線道路の交通ネットワークの形成が求められている。

市街地内においては、高齢社会に配慮したバリアフリー化や歩行空間・自転車走行空間の確保、安全に通行できる生活道路の整備・維持管理やネットワークの形成等が求められている。

鉄道は、JR 奥羽本線と JR 五能線が通っており、通勤・通学等地域住民の身近な生活の足としての機能や、他都市との広域交流・連携を支える交通機関として重要な役割を担っており、JR 二ツ井駅は世界遺産「白神山地」の玄関口として、広域観光・交流の拠点駅となっている。そのため、鉄道の高速化の促進や、鉄道とバスとの機能連携等による高齢社会や広域交流・広域観光を支える利便性の高い交通体系の構築が求められている。

なお、都市計画道路は、順次整備されてきているが、未だに整備されていない路線もあるため、社会情勢の変化を踏まえ、整備優先順位の明確化や見直し等が必要となっている。

このような交通体系の現状や課題を踏まえ、交通体系の整備の方針を次のとおりとする。

ア）高規格幹線道路（日本海沿岸東北自動車道、一般国道 7 号）の維持・整備により、高速交通道路網の形成を図るとともに、区域内への円滑な交通アクセスを推進する。
イ）地域の経済活動や地域住民の生活利便性の向上のため、幹線道路や生活道路等のネットワークの充実・強化を図る。
ウ）歩いて暮らせる市街地づくりを目指した、快適な歩行者空間、自転車走行空間の整備とネットワークの形成を図る。
エ）地域生活に身近な鉄道、バスの利便性の向上や利用促進を図るため、鉄道の高速化や、鉄道とバスとの機能連携に努める。
オ）都市計画道路の長期未着手路線については、社会情勢の変化を踏まえ、整備優先順位の明確化や見直し等を検討する。

②主要な施設の配置の方針

ａ．道路

広域都市圏の中心拠点都市として、隣県及び県内各都市との交流・連携を促進するとともに、広域交通体系の整備に併せ、周辺都市及び区域内への交通アクセスを円滑に処理するため、自動車専用道路や主要幹線道路、都市幹線道路の配置方針を次のとおりとする。

道路種別	配置の方針
①自動車専用道路	○広域的な交流連携軸を形成し、高速交通機能を活かした広域交流・観光及び産業・物流の連携を強化するため、次の路線を自動車専用道路として配置する。 ・日本海沿岸東北自動車道、一般国道７号
②主要幹線道路	○周辺都市を結び都市間の交流連携軸を形成し、地域産業や経済・流通等の振興を図るため、次の路線を主要幹線道路として配置する。 ・一般国道７号、一般国道 101 号、(主)能代二ツ井線、(主)能代五城目線
③都市幹線道路	○主要幹線道路を補完し、地域間の都市活動を支える道路ネットワークの形成を図るため、次の路線を都市幹線道路として配置する。 ・(一) 塙川(はなわかわ)能代線、(一) 石川向能代線、(一) 富根能代線、(一) 金光寺能代線、(一) 仙ノ台桧山線、(一) 東能代停車場線、(都) 材木町東能代線、(市) 芝童森(しどうもり)浅内線、(一) 高屋敷茶屋下線、(一) 小滝二ツ井線、(一) 西目屋二ツ井線、(都) 本町通線、(都) 停車場線
④駅前広場	○交通結節点として次の駅前広場を配置し、整備済の駅前広場の機能強化を検討する。 ・能代駅前広場、東能代駅前広場、向能代駅前広場、二ツ井駅前広場

※自動車専用道路：高速道路、一般自動車道等、専ら自動車の交通の用に供する道路のこと。

主要幹線道路　：都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の地域間相互の交通を集約して処理する役割を担う道路のこと。

都市幹線道路　：都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する役割を担う道路のこと。

交通体系の配置方針図

＜能代地域＞

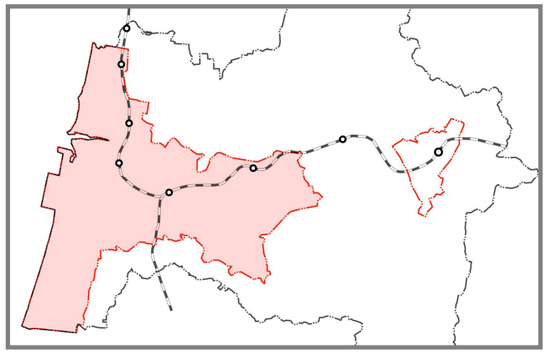

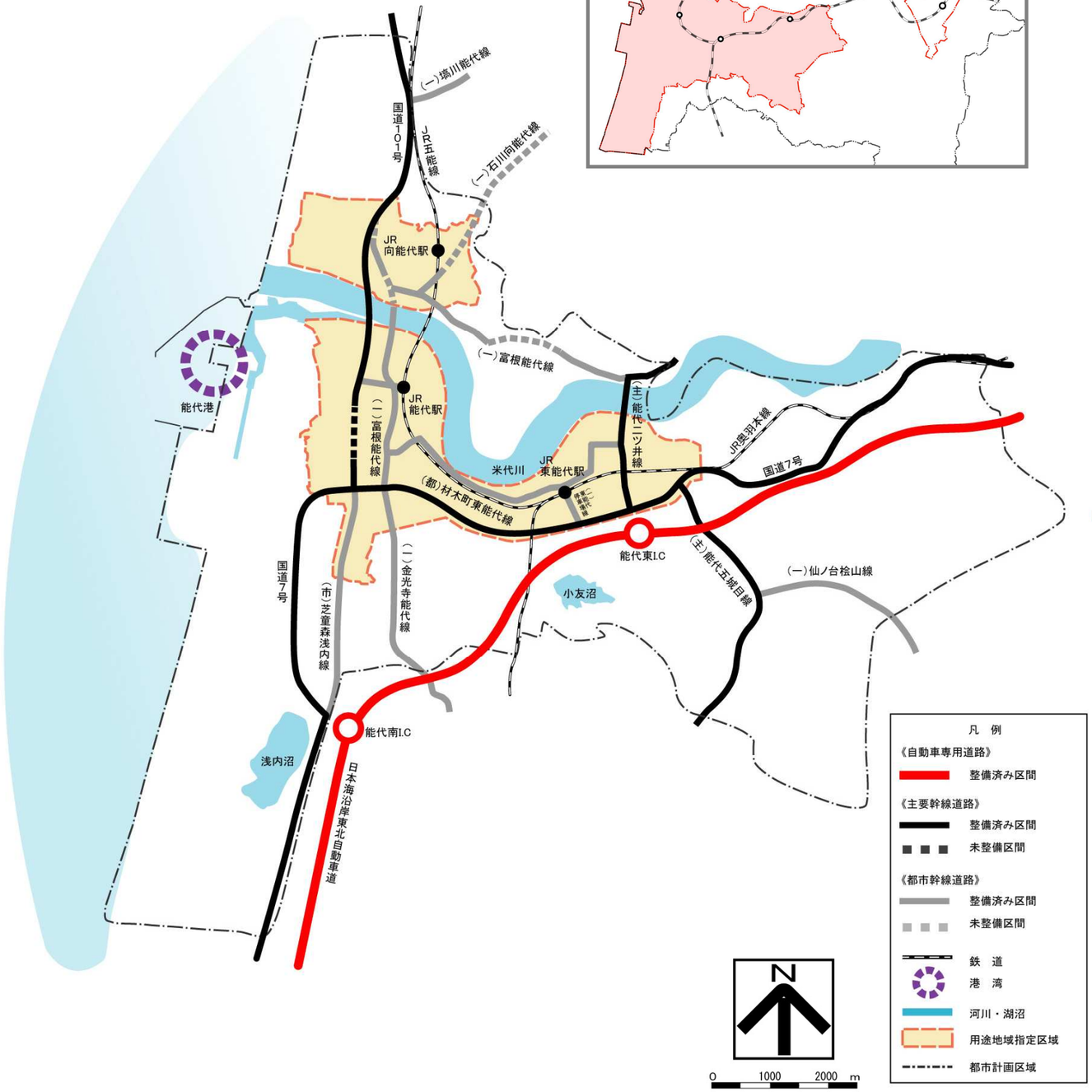

＜ニツ井地域＞

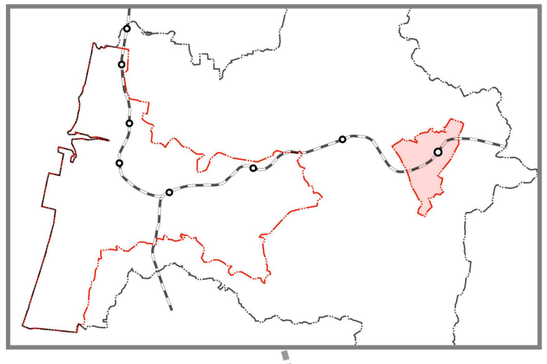

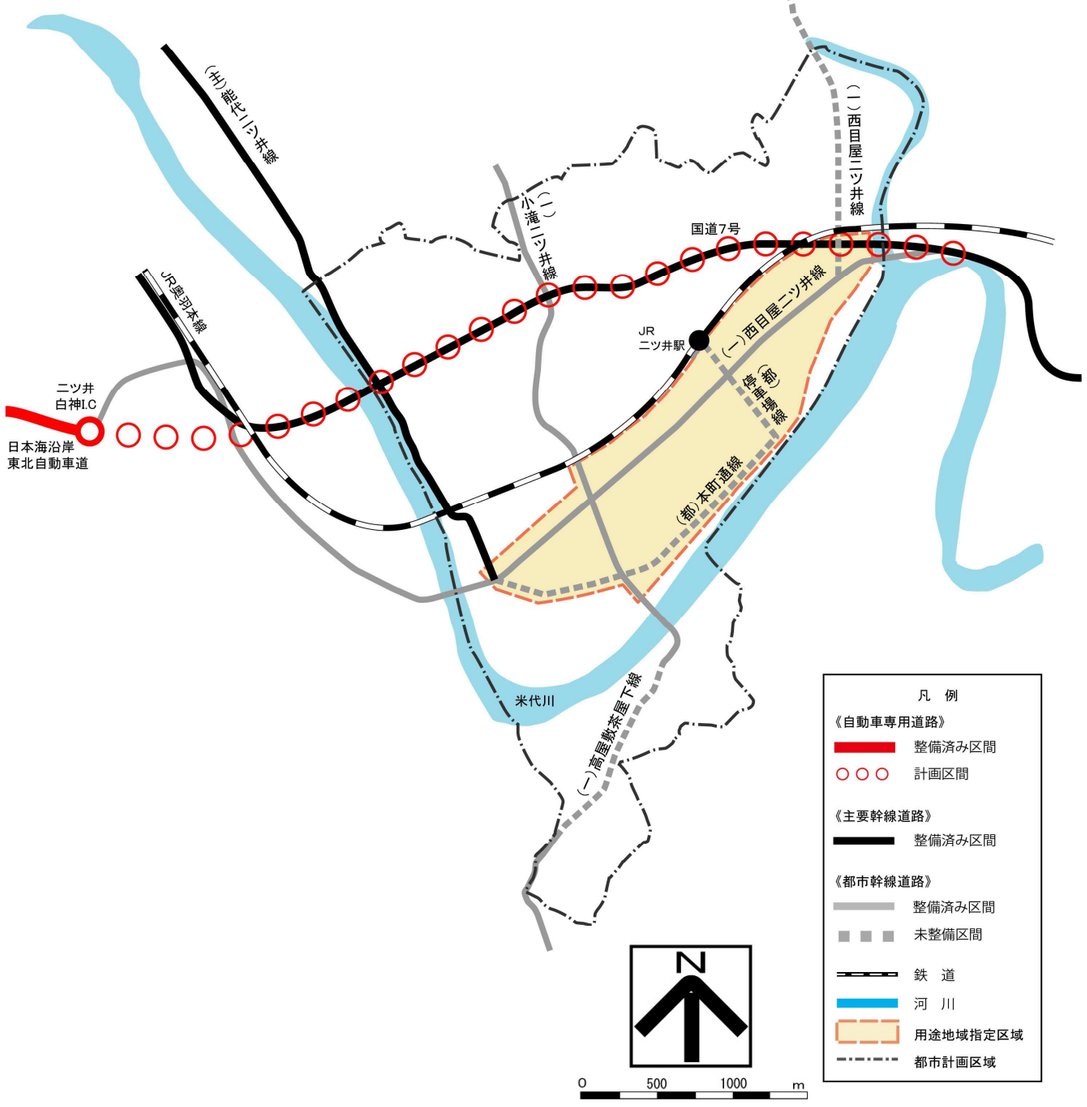

２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

ａ）下水道

下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、生活環境改善や河川の水質保全等、都市活動を支える上で必要不可欠な施設である。

本区域の公共下水道の整備状況は、平成 21 年度末現在で処理区域面積 630.3ha、普及率は 38.5%となっている。また、都市下水路は５路線が整備されている。

このような現状を踏まえ、今後も衛生的で快適な生活環境が送られるよう、生活排水処理整備構想に基づいた下水道整備の促進と普及率の向上を図る。

ｂ）河川

河川は、降雨等による浸水等の市街地の災害を防ぎ、安全な生活環境を確保するとともに、生活にゆとりや潤いを与える水辺空間や自然環境を有する施設である。

米代川では、河川緑地や桜づつみ公園等、河川敷を活用した親水空間の整備が行われている。また、都市の安全性確保に向けて堤防整備や堤防強化、河道掘削、護岸復旧等の災害対策事業が進められており、二級河川竹生川と準用河川檜山川運河では改修事業が進められている。

近年の豪雨では、悪土川流域など市内各所で床上浸水等の災害が発生したことから、水害対策として、河川改修事業等を実施している。また、河川整備については都市災害等に対する治水機能の他、河川の持つ景観機能や親水空間としての役割についても、機能の充実・強化が求められている。

このような現状を踏まえ、河川の整備方針を次のとおりとする。

ア）米代川は、水害等の防止に向け重要水防箇所等において河川整備を推進する。
イ）雨水排水を受け持つ下水道施設の整備との整合を図りつつ、市街地内中小河川の改修を進める。
ウ）各河川の持つ景観機能やアメニティ機能、親水空間としての機能充実と強化を図る。

②主要な施設の配置の方針

ａ）下水道

本区域の公共下水道区域は、人口が集中している中心市街地を中心とした区域に設定されているが、今後市街地整備や道路整備等が行われる地区等、市街化の動向と十分に整合を図り効率的な施設配置を行うとともに、整備状況に応じ区域の拡大を検討し、衛生的で良好な市街地環境の形成に努める。

また、向能代地区に終末処理場を配置し、その機能の維持と将来の下水道処理量に応じた施設の強化・改善を図る。

公共下水道区域以外の地域については、生活環境の維持向上を図るため、合併処理浄化槽の整備や農業集落排水事業等により生活排水処理施設の普及に努める。

ｂ）河川

河川については、都市に居住する地域住民の安全性の確保や経済・産業活動を守るため、治水機能の維持に努めるとともに、潤いのある生活環境を実現するため、親水護岸や河川緑地等を配置し豊かな親水空間の創出に努める。

悪土川流域においては、内水等の被害軽減のため、国・県・市及び住民・関係団体が連携し、治水対策を推進する。また、比井野川流域においても、内水等の被害軽減に向けた治水対策を推進する。

下水道及び河川の配置方針図

＜能代地域＞

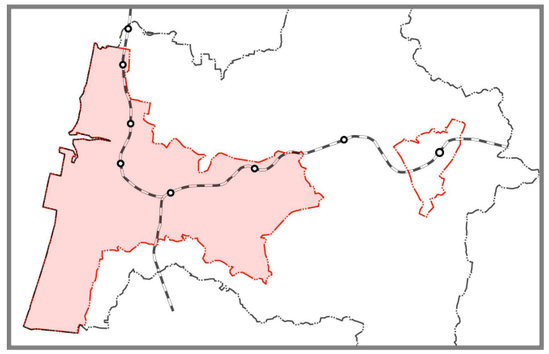

＜ニツ井地域＞

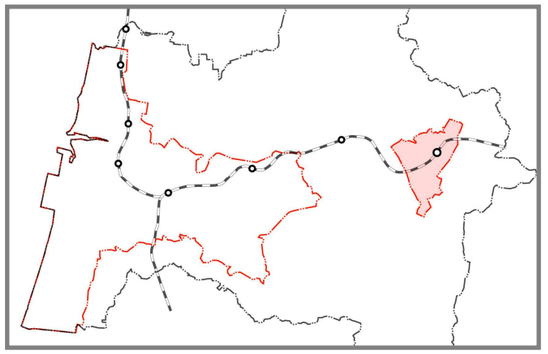

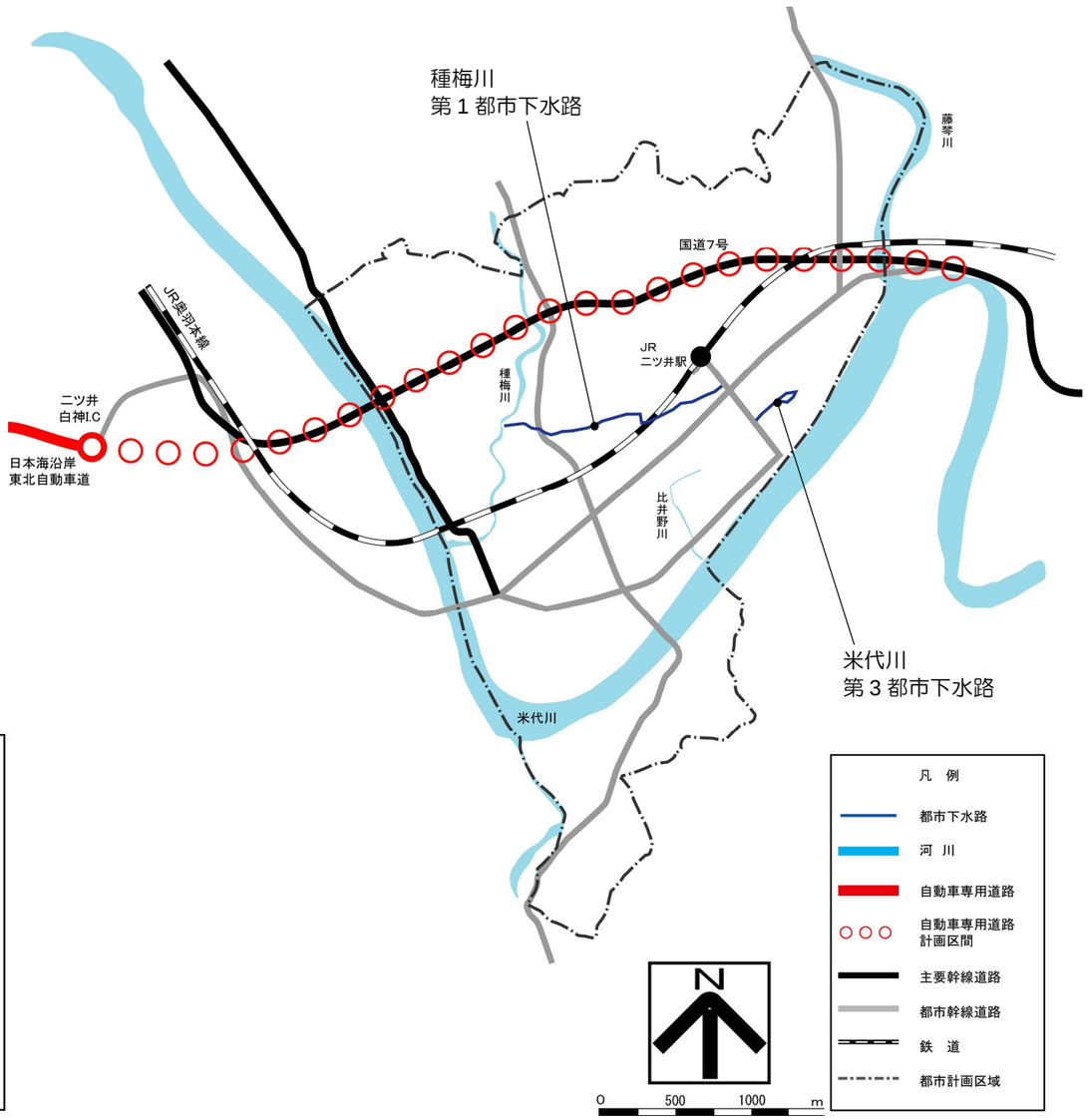

（３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１）主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域では、土地区画整理事業を主とする都市計画事業と住宅供給公社や市による公的住宅地造成、民間開発行為等によって市街地整備が行われている。

現在施行中の萩の台線地区土地区画整理事業について、工事は完成済みであることから、早期の換地処分を図るものとする。

また、長期未着手の地区については、地区計画制度等の規制・誘導方策を活用する等、面的整備以外の手法についても検討していく。

主要な市街地開発事業の方針図

＜能代地域＞

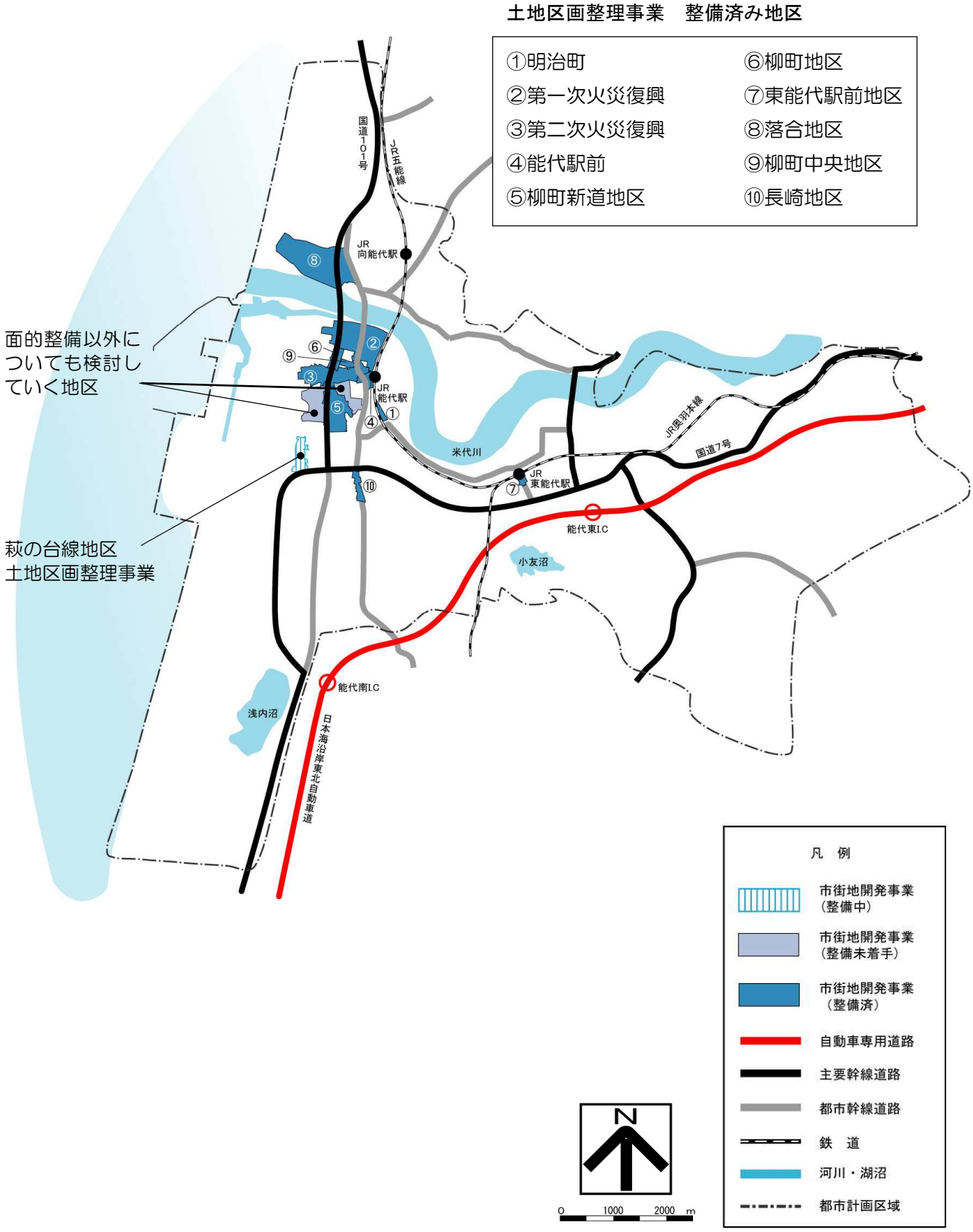

（４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

本区域は、世界遺産「白神山地」の玄関口に位置し、白神山地から連なる山々や日本海や米代川の水辺等、豊かな緑や水の環境を有しており、森林や農地等は市域の約８割を占めている。また、市街地周辺には、農地や山林が広がっており、農地内に点在する集落は、周辺の自然環境や農地と調和した田園景観を形成している。

本区域には、「21 世紀に残したい日本の自然 100 選」や「残したい日本の音風景 100 選」、「森林浴の森日本 100 選」等の日本 100 選に選ばれている風の松原があり、保安林としての機能とともに、景勝地として地域住民に親しまれている。

市街地を流れ日本海に注ぐ米代川は、豊かな水辺環境や河川緑地を有し、能代河畔公園と一体となったレクリエーション機能は、都市にゆとりと安らぎを与えている。また、二ツ井地域では、米代川沿いの河川敷や桜づつみ公園、上台地区の二ツ井中央公園が整備されており、これらの豊かな自然環境の地域資源としての保全・活用や、緑や水辺等のネットワークづくりが求められている。

小友沼は、植生上も貴重な植物群落や渡り鳥の飛来地として「県指定小友沼鳥獣保護区（小友沼県設集団渡来地）」に指定されており、その貴重な自然を未来に継承するとともに、自然環境を活かした憩いの場、ふれあいの場としての活用が求められている。

この他、檜山地区周辺や高丘山の農地・森林等は、市街地の背景緑地と景観を形成している。

なお、公園・緑地等の公共空地のうち、長期未着手の都市計画については、都市計画としての継続性、安定性に配慮しつつ、人口減少や土地利用の変化、厳しい財政制約等の社会経済情勢の変化を踏まえ、都市計画施設以外の公園や緑地、運動施設等との機能分担やネットワーク化等による機能確保も念頭に、都市計画区域全体の緑地の配置計画を検討した上で、合理的に見直すものとする。

このような現状を踏まえ、本区域における自然的環境の整備又は保全に関する方針を次のとおりとする。

ア）生活に潤いを与える水辺と緑地の保全と活用

米代川等の河川、小友沼や高丘山等の水辺・緑地については、生活に潤いを与える水と緑の貴重な空間であるため、その維持・保全を図る。

イ）地域のシンボルとなる森林環境の保全

森林及び海岸の保安林は、本区域の特徴的な都市景観であり、地域住民の憩いの場としての活用を図るため、地域のシンボルとなる森林環境の維持・保全を図る。

ウ）市街地を取り巻く農地の保全

用途地域外の農地は、生産基盤としての機能の他、地域の景観資源ともなっているため、その維持・保全を図る。

2）主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置については、緑地の存在機能に着目した環境保全系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災系統、都市景観要素としての機能に着目した景観構成系統の４つの系統を次のように配置する。

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
環境保全系統	・米代川及びその沿岸 ・小友沼、浅内沼周辺	米代川及びその沿岸、小友沼、浅内沼周辺は、環境保全系統の緑地・水辺として位置づけ、沿岸や湖沼周辺における自然環境の維持・保全を図る。
レクリエーション系統	・米代川河川緑地 ・米代川河川敷 ・能代河畔公園 ・桜づつみ公園 ・二ツ井中央公園 ・港湾・海岸部周辺 ・風の松原 ・小友沼周辺	米代川河川緑地、河川敷、能代河畔公園、及び桜づつみ公園は、地域住民に潤いと憩いを与える親水性のレクリエーションの場として位置付け、機能の維持・保全を図る。また、二ツ井地域のサイクリング道路は、レクリエーションの連携軸として位置づけ、周辺緑地等とのネットワークの形成を図る。 なお、能代河畔公園については、社会情勢等の変化を踏まえ、適正規模に見直す。 二ツ井中央公園は、地域住民及び周辺地域のスポーツ・レクリエーションの場として位置付け、機能の維持・充実を図る。 能代港周辺や海岸部は、親水性のある海岸部のレクリエーションの場として位置づけ、機能の維持・充実に図る。 風の松原は、森林を活用したレクリエーションの場として位置づけ、機能の維持・保全を図る。 小友沼周辺は、人と自然がふれあうレクリエーションの場として位置づけ、貴重な自然環境の維持・保全に配慮しつつ活用を図る。

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
防災系統	・能代河畔公園 ・都市公園 ・風の松原	能代河畔公園及び市街地内の都市公園は、防災系統の緑地と位置づけ、避難所等としての機能の維持・充実を図る。 風の松原は、防風、防災及び飛砂防備の森林として位置づけ、保安林機能の維持・充実を図る。
景観構成系統	・檜山地区周辺の緑地 ・風の松原 ・高丘山	檜山地区周辺の緑地は、市街地の背景緑地として位置づけ、歴史の里として維持・保全・整備された地区と周辺集落が一体となった景観の形成を図る。 風の松原は、本区域の特徴的な都市景観として位置付け、その維持・保全を図る。 二ツ井駅北側に隣接する高丘山は、市街地の背景緑地として位置づけ、白神山地の玄関口を印象づける景観の保全を図る。

自然的環境の整備又は保全の方針図

＜能代地域＞

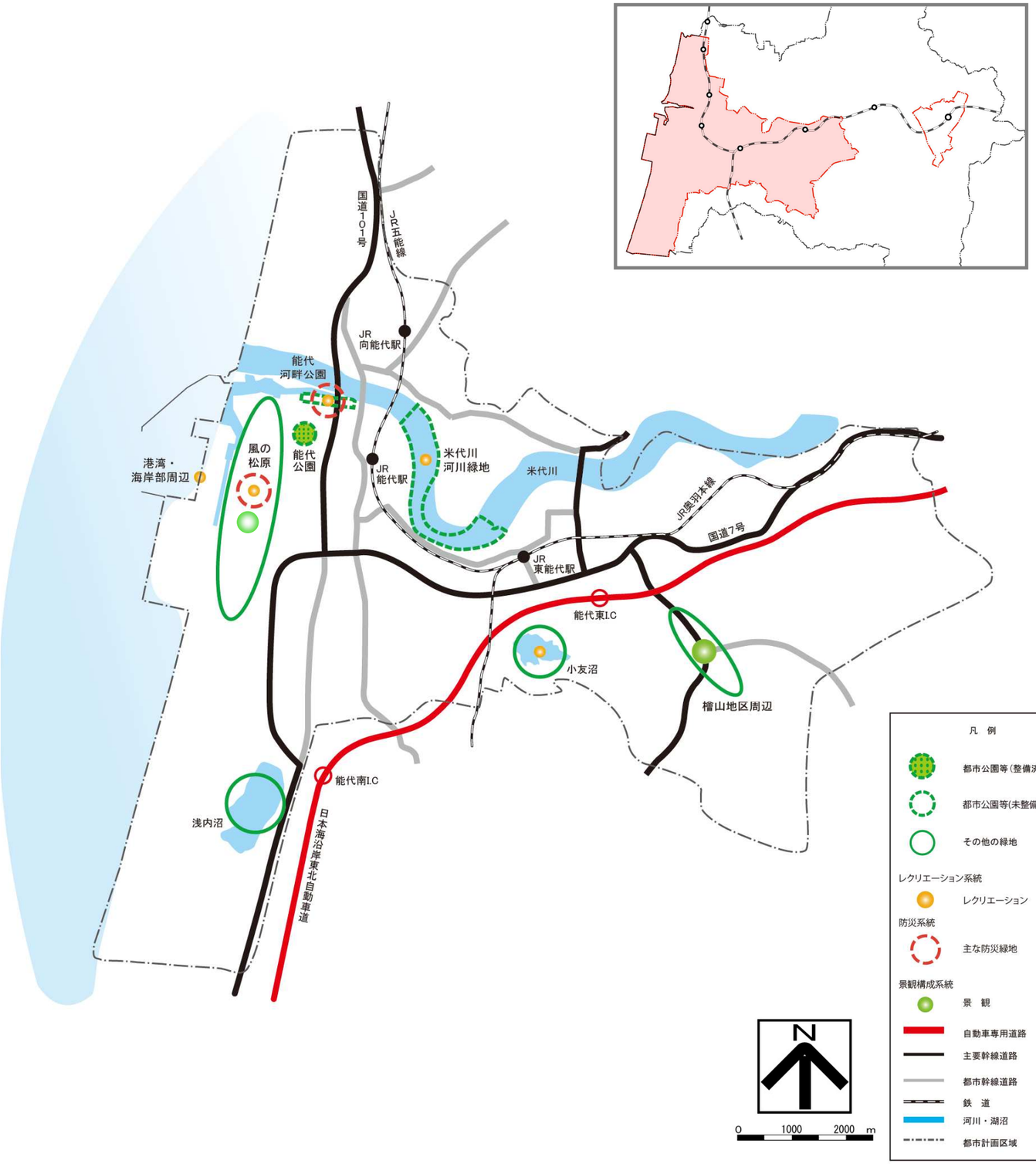

＜ニツ井地域＞

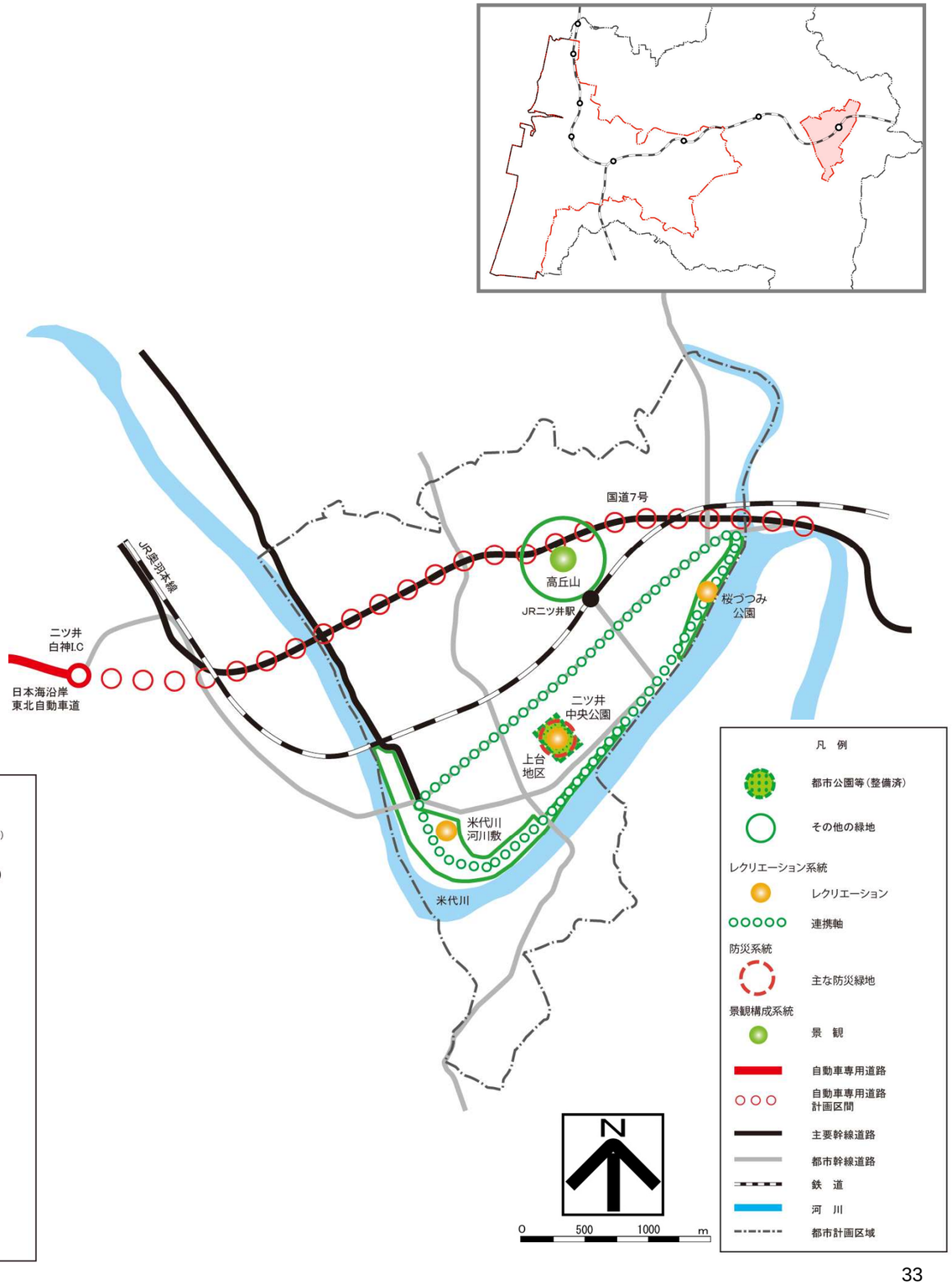

発行・編集

秋田県建設部都市計画課（調整・都市計画班）

TEL　018-860-2445

FAX　018-860-3845

E-mail　toshikeikakuka@pref.akita.lg.jp

URL　http://www.pref.akita.jp/toshi/index.html